

# 兵庫県介護支援専門員研修 修了認定基準要領

## (目的)

第1条 この要領は、「介護支援専門員資質向上事業実施要綱」(平成27年2月12日老発0212第1号厚生労働省老健局長通知)及び「兵庫県介護支援専門員資質向上研修事業実施機関指定事務取扱要領」(平成28年1月27日制定)に基づき、兵庫県社会福祉協議会(以下「本会」という。)が実施する介護支援専門員実務研修、介護支援専門員専門研修、介護支援専門員再研修及び介護支援専門員更新研修(以下「各研修」という。)における修了認定基準及び修了認定に必要な事項を定める。

## (修了認定の方法)

第2条 修了認定の方法は次の評価をもって行う。

- (1) 受講者本人による自己評価(以下「自己評価」という。)
- (2) 課外作成資料評価(実習含む)
- (3) 演習作成資料評価

2 研修科目のうち講義の科目は前項第1号を適用し、講義及び演習を併用する科目は前項第1号、第2号及び第3号を適用し、実習は前項第1号及び第2号を適用する。

## (退室)

第3条 本会福祉人材研修センター所長(以下「所長」という。)は、受講者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者を退室させることができる。その場合、当該科目の修了認定を行わない。

- (1) 心身の故障のため研修科目の履修を続けることができない者
- (2) 正当な理由なく1科目15分以上出席していない者
- (3) 飲酒又は酒気を帯びていることが明らかに認められる状態で受講している者
- (4) やじ、私語、暴言若しくは暴力等により講義の中止の強要又は進行の妨害をする者
- (5) 講師の指導に従わず、研修を拒否する者
- (6) 研修会場の使用遵守事項を守らない等研修規律を乱す者

## (退所)

第4条 所長は、受講者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者を退所させることができる。

- (1) 心身の故障のため研修を続けることができない者
- (2) 正当な理由なく1研修30分以上出席していない者
- (3) 前条第3号から第6号に該当し、その者が当該各号の行為を繰り返すことが予測され、研修継続が困難な者

## (修了認定基準)

第5条 第2条第1項に定める各評価の基準は次のとおりとする。

### (1) 自己評価基準

介護支援専門員資質向上事業実施要綱に定める「目的」「内容」の理解の度合いを受講者自らが評価する自己評価の認定基準は次のとおりとする。

|                   |    |
|-------------------|----|
| 自己評価シート提出         | 可  |
| 自己評価シート未提出（未記入含む） | 不可 |

(2) 課外作成資料評価（実習含む）

各研修で定められた課外作成資料の認定基準は次のとおりとする。

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 指定項目を全て記入し、指定日時に提出       | 可  |
| 指定項目の一部未記入、指定以外の記入（一部不備） | 不可 |
| 課外作成資料の未提出               | 不可 |

(3) 演習作成資料評価

演習時間内に受講者が作成する資料の認定基準は次のとおりとする。

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 講師の指導に基づき所定の演習時間内で資料を作成 | 可  |
| 所定の時間内に作成できなかった         | 不可 |

(修了認定基準に達しなかった者の取扱い)

第6条 「不可」の者に対しては、必要に応じた処置をし、再評価を行う。

2 再評価は、原則として当該年度の研修期間内に行うこととする。

(修了証明書の交付)

第7条 当該研修の全ての科目を受講し、第5条に定める評価全てが「可」の基準に達した者に対し修了を認定し、本会会長が修了証明書を交付する。

2 一部の科目の修了認定を受けた者は、本会会長が一部科目修了証明書を交付する。

(一部科目修了証明書の受領者の取扱い)

第8条 介護支援専門員専門研修及び介護支援専門員更新研修の一部科目修了証明書を受領した者は、自身が持つ介護支援専門員証の有効期間満了日までに実施される本会主催の同研修のうち、未修了科目を含む課程を受講することができる。

(修了認定に係る情報の管理)

第9条 修了認定に係る情報は福祉人材研修センターが保存する。保存期限は次のとおりとする。

- (1) 修了認定者名簿 永久保存
- (2) 一部科目修了証明書交付者名簿 永久保存
- (3) 修了認定評価結果 2年

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項については、所長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 3 平成18年6月15日老発第0615001号厚生労働省老健局長通知「介護支援専門員資質向上事業実施要綱」に基づく研修は、この要領を適用しない。